

外国人の子どもの高校卒業後の「在留資格&進路」フローチャート

START

あなたの在留資格は
なんですか？

- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・定住者
- ・永住者の配偶者等

いまの在留資格のまま進学しても働くこともできます
職務内容も自由にえらぶことができます
永住者でない人は、永住申請がいつ頃できるかどうか
チェックしてみましょう

「家族滞在」
(親が会社員・調理師
経営者など就労系の在留資格)

【永住許可申請のポイント】

- ※家族と一緒に申請ができるかどうかチェックしてみましょう
- ・父又は母が居住要件(10年以上)をみたしている
- ・父母の婚姻期間が3年以上で、1年以上継続して日本に住んでいる
- ・同時申請する家族の在留期間が、「3年」・「5年」ある
- ・素行要件(在留の状況、法令違反等)
- ・世帯の収入額、納税・社会保険(年金・健康保険 2年分)の支払状況
(審査は1年くらいかかることもあるので、早めに準備が必要です)

永住許可申請は
できそうですか？

はい

高校卒業後、
どうしますか？

はたらく

「家族滞在」では
「資格外活動許可」
をとっても
週28時間しか
はたらけません。

NEW!

日本の高校卒業による
在留資格変更



17歳までに来日し、
日本の学校を卒業
していますか？
(夜間・定時制・
通信制の学校を含む)

- ・小学校・中学校
・高校を卒業

高校を卒業し、内定をえれば、
「定住者」に変更できる可能性あり
職務内容は自由。週28時間以上、
はたらくことができます

- ・中学校・高校を卒業
・高校から入学し卒業

高校を卒業し、内定をえれば、
「特定活動」に変更できる可能性あり
ただし、親の身元保証が条件
職務内容は自由。週28時間以上、
はたらくことができます

- ・海外の高校から
高校に編入し、卒業

高校を卒業し、内定をえて、日本語能力
試験(N2)等を取得すれば、「特定活動」
に変更できる可能性あり
ただし、親の身元保証が条件
職務内容は自由。週28時間以上、
はたらくことができます

勉強したい

進学(大学・短大・専門学校)

「家族滞在」のまま
進学するのはOKです。

在留資格を変える
必要性はありますか？
例：親が帰国する
例：奨学金をもらう

ない

「家族滞在」の在留資格の
まま、進学。(就職のときに
在留資格を変更する)

CHECK!

職務内容にあてはまる在留資格がなかったら、
日本の高校卒業による在留資格の変更が
できるかどうかチェックしてみましょう!

ある

「留学」に変更する

起業する→「経営・管理」
資本金、経営能力必要

卒業「はたらく」

職務内容によって
在留資格が変わります

美容関係(美容師・メイク)・保育士・製造業・
医療系(マッサージ師・歯科技工士)、
ものづくり・大工など
(問題点)職務内容が「技術・人文知識・国際業務」
にあたらないとされることが多い

介護福祉士→「介護」
介護福祉士の試験合格が必要

通訳・翻訳・会計・貿易・デザイン・エンジニア・SEなど
→「技術・人文知識・国際業務」
学問的・専門的知識が必要な仕事の在留資格。履修内容と
職務内容に関連性が必要。ホワイトカラーのイメージ。

日本語を必要とする業務→「特定活動(46号)」
日本の大学・大学院を卒業、日本語能力試験(N1等)を
有し、日本語を使い、学んだことをいかせる業務につく場合。
飲食業・宿泊業・製造業・タクシードライバー等

<調理又は製菓の専門学校卒>→「特定活動」
日本の食文化海外普及人材育成事業。調理等の専門学校で
学んだことをいかし、調理を行う。帰国後は母国で活躍する
受入機関：一般飲食店、菓子・パン製造小売、ホテル・旅館等
(ただし、在留期間は最長5年)

人手不足の特定産業分野の業種→「特定技能」
(建設業、製造業、外食産業、宿泊業、介護など)
特定産業分野の技能試験・日本語能力試験(N4)の合格が必要
国内留学生が在学中に受験も可能
(ただし、特定技能1号：在留期間は最長5年)

がいこくじん

こ

外国人のお子さんのための

むりょうでんわそうだん

こくご

無料電話相談(5か国語)



Free Telephone Counseling for Foreign Children (in 5 languages)

13:30 - 16:30

日本語: 毎週月・水・金
 English: Every Wednesday
 中文: 星期五
 Español: 4ª vienes de mes
 Português: 4ª sexta-feira do mês

ビザ(在留資格)
Visa (status of residence)

がっこう
学校
Schooling

しごと
仕事
Job

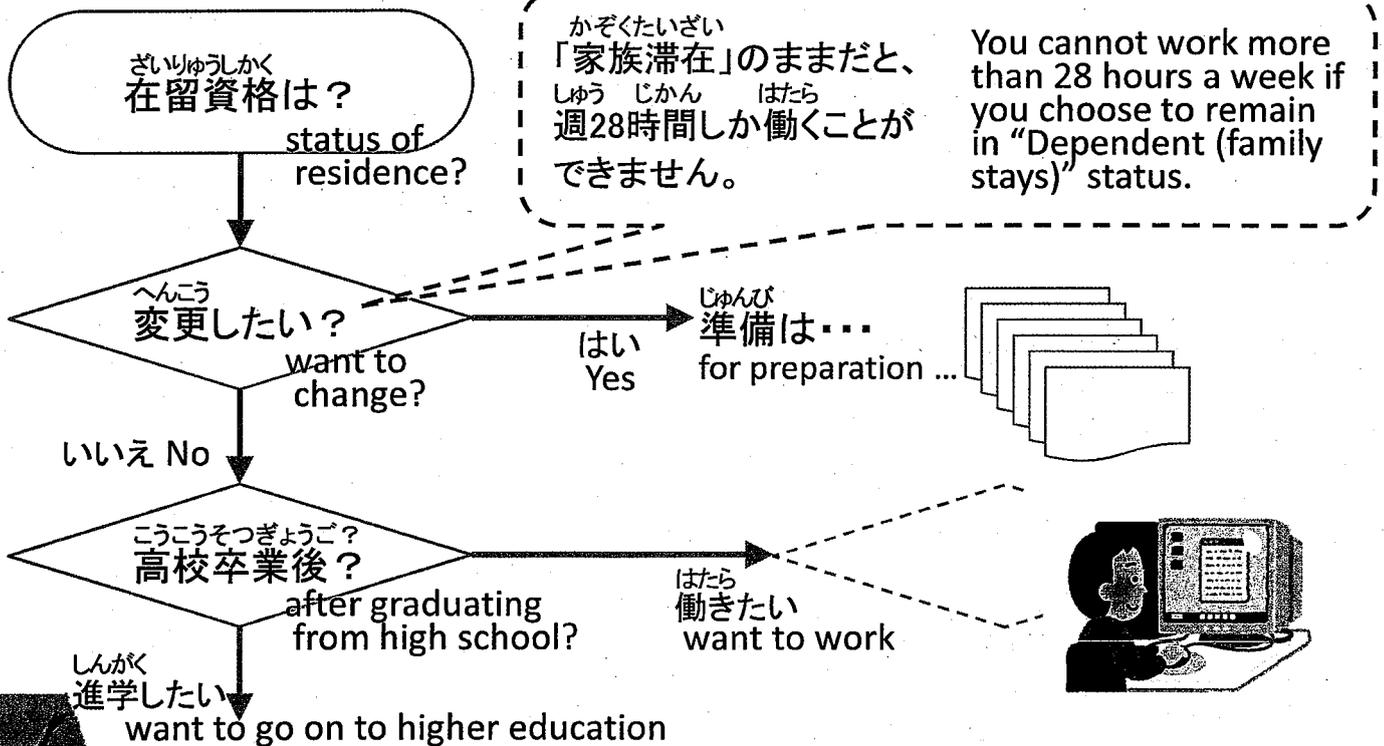
045-227-5560

あなた自身の
あなたのお子さんの

しょうらい
将来のために、
そうだん
相談してみませんか?

Would you like to consult with us for your future (or, for your children's future)?

そうだん れい
ご相談の例
counseling example



神奈川県行政書士会 担当:国際部

Kanagawa Administrative Lawyers Association International Affairs Div.
 神奈川県行政書士会 国際部
 Asociación de los Gestores legales en Kanagawa Dep.Asuntos Internacionales
 Associação dos Despachantes em Kanagawa Dep.Assuntos Internacionais

T231-0023
 横浜市中区山下町2
 産業貿易センタービル7F
 TEL:045-641-0739
<http://www.kana-gyosei.or.jp/>